

② 交付申請書(第2号様式)に添付が必要な書類

<p>バリアフリー化 改修工事</p>	<p><input type="checkbox"/>住宅等の所有者が確認できる書類（登記事項証明書、固定資産評価証明書（家屋・共有者がある場合は記載されたもの）、固定資産税・都市計画税納税通知書）共有の場合、申請者が代表者であることが確認できる書類（委任状等）</p> <p><input type="checkbox"/>※補助対象者が住宅の所有者でない場合は、住宅の所有者全員の承諾書</p> <p><input type="checkbox"/>補助対象改修工事の見積書等の写し。ただし、木造住宅耐震改修工事と併用する場合は、見積書等をそれぞれ区別したもの</p> <p><input type="checkbox"/>補助対象改修工事の内容が確認できる図面等（写真含む）</p> <p><input type="checkbox"/>介護保険被保険者証の写し</p>
<p>木造住宅 耐震改修工事</p>	<p><input type="checkbox"/>住宅の所有者が確認できる書類（登記事項証明書、固定資産評価証明書（家屋・共有者がある場合は記載されたもの）、固定資産税・都市計画税納税通知書）、共有の場合、申請者が代表者であることが確認できる書類（委任状等）</p> <p><input type="checkbox"/>補助対象改修工事の見積書等の写し。ただし、バリアフリー化改修工事及び省エネルギー化改修工事並びに長寿命化改修工事と併用する場合は、見積書等をそれぞれ区別したもの</p> <p><input type="checkbox"/>補助対象改修工事の内容が確認できる図面等（写真含む）</p> <p><input type="checkbox"/>建築物耐震診断評価書（一般診断法:東京都建築士事務所協会八王子支部のもの）</p> <p><input type="checkbox"/>木造住宅耐震補強設計書審査報告書（精密診断法：東京都建築士事務所協会八王子支部の発行する証明書）</p>
<p>木造住宅簡易 耐震改修工事</p>	<p><input type="checkbox"/>住宅の所有者が確認できる書類（登記事項証明書、固定資産評価証明書（家屋・共有者がある場合は記載されたもの）、固定資産税・都市計画税納税通知書）、共有の場合、申請者が代表者であることが確認できる書類（委任状等）</p> <p><input type="checkbox"/>昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建てられた、在来工法の建物であることを確認できる書類</p> <p><input type="checkbox"/>昭和 56 年 6 月以降に増築、改築したものは、建築物耐震診断評価書（一般診断法:東京都建築士事務所協会八王子支部のもの）</p> <p><input type="checkbox"/>補助対象改修工事の見積書等の写し</p> <p><input type="checkbox"/>補助対象改修工事の内容が確認できる図面等（写真含む）</p> <p><input type="checkbox"/>耐震診断問診表</p>

<p>耐震シェルター・ 防災ベッド設置</p>	<p><input type="checkbox"/>住宅等の所有者が確認できる書類（登記事項証明書、固定資産評価証明書（家屋・共有者がある場合は記載されたもの）、固定資産税・都市計画税納税通知書）、共有の場合、申請者が代表者であることが確認できる書類（委任状等）</p> <p>※補助対象者が住宅の所有者でない場合は、住宅の所有者全員の承諾書</p> <p><input type="checkbox"/>昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建てられた、在来工法の建物であることを確認できる書類</p> <p><input type="checkbox"/>昭和 56 年 6 月以降に増築、改築したものは、建築物耐震診断評価書（一般診断法:東京都建築士事務所協会八王子支部のもの）</p> <p><input type="checkbox"/>補助対象改修工事の見積書等の写し</p> <p><input type="checkbox"/>補助対象改修工事の内容が確認できる図面等（写真含む）</p> <p><input type="checkbox"/>高齢者、障害者等を確認できる書類</p>
<p>省エネルギー化 改修工事、長寿命 化改修工事</p>	<p><input type="checkbox"/>住宅等の所有者が確認できる書類（登記事項証明書、固定資産評価証明書（家屋・共有者がある場合は記載されたもの）、固定資産税・都市計画税納税通知書）。ただし、長寿命化改修工事については、住宅の所有者とする。共有の場合、申請者が代表者であることが確認できる書類（委任状等）</p> <p><input type="checkbox"/>昭和 56 年 6 月以降の耐震基準で建てられた住宅等と同等の耐震性がある専用住宅であることを確認できる書類</p> <p><input type="checkbox"/>補助対象改修工事の見積書等の写し。ただし、木造住宅耐震改修工事と併用する場合は、見積書等をそれぞれ区別したもの</p> <p><input type="checkbox"/>補助対象改修工事の内容が確認できる図面等（写真含む）</p>
<p>※ なお、世帯状況及び市税の滞納していないことを証明する書類については、申請書（第 2 号様式）の確認同意書をもってこれに代えることができます。ただし、申請書の確認同意書に印がないものについては、住民票及び市税を滞納していないことを証明する書類の提出が必要です。</p> <p>また、令和 2 年（2020 年）1 月 1 日付で八王子市民でない方については、市税の滞納状況が把握できないため、前住所地の納税証明書等の提出が必要です。</p>	